

第1部 基本的事項

第1章 基本的考え方

- 1 計画策定の背景・目的
- 2 前計画からの改定の方角性
- 3 本計画と SDGs の関係性
- 4 計画の期間
- 5 計画の位置付け
- 6 各主体の責務と役割
- 7 計画の構成
- 8 計画の概要

第1章 基本的考え方

1 計画策定の背景・目的

1-1 計画策定の経緯

本市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成18(2006)年9月に「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」(以下「川越市環境基本条例」といいます。))を制定しました。平成28(2016)年3月には、「第三次川越市環境基本計画」(以下「第三次計画」といいます。))を策定し、市、市民、事業者及び民間団体が各主体の責務に応じた役割分担及び協働のもと、将来の望ましい環境像を実現することを目指し同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

一方、都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地保全等を目的として、平成28(2016)年3月には、「川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)」(以下「緑の計画」といいます。))を策定し、さらに都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等の諸施策により、同計画を総合的かつ計画的に推進してきました。

1-2 環境問題に関する動向

これまで重きを置かれていた都市化の進展に伴う大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、地球温暖化や資源・エネルギーの消費増大、廃棄物の増加、自動車による大気汚染、生活排水による水質汚濁などの問題を生じさせ、今世界は気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの危機に直面しています。

これらの危機を解決するには、物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」から、地上資源基調の、無形の価値、心の豊かさをも重視した「循環・高付加価値型の経済社会システム」への転換が必要となっています。また、令和12(2030)年頃までに行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いと言われています。

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の第六次環境基本計画では、現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」(以下「ウェルビーイング」といいます。))の実現を環境政策の最上位の目標として掲げています。また、私たちが直面している気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、①カーボンニュートラル、②サーキュラーエコノミー(循環経済)、③ネイチャーポジティブ(自然再興)の総合的実現など、経済社会システムの変革と環境の質を上げることによって「循環共生型社会」を実現していく必要があることが示されています。

1-3 緑に関する動向

近年、少子高齢化と人口減少、都市化の進展と環境問題等への関心の高まり、社会資本の老朽化の進行、財政制約の深刻化、市民の価値観の多様化など従来には見られなかった社会経済状況の変化に対応した都市政策や公園緑地政策が求められています。このような現状に対処するには、ストック効果をより高めることや民間との連携を加速させること、都市公園を柔軟に使いこなすことなどが重要となっており、緑の基本計画を活用した都市の再構築や民有地の緑地との連携強化、公園の配置の見直しや機能の拡充等が新たに求められています。

また、気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイングの向上等の喫緊の課題への対応のため、都市における緑地の重要性はより一層高まっている一方、我が国の都市の緑地の充実度は世界と比較して低くなっています。国主導による戦略的な都市緑地の確保や貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、都市における緑地確保への民間投資の呼び込み等を進めていくため、令和6(2024)年5月に都市緑地法が改正、12月には「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」(以下「国の緑の基本方針」といいます。)が定められ、将来的な都市のあるべき姿として、①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市、②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市、③ウェルビーイングが実感できる水と緑豊かな都市の実現に向けた取組や関連する指標等を位置付けることが求められています。

1-4 生物多様性に関する動向

生物多様性は、世界的に劣化が進んでいるとされ、その要因は過去50年間に加速していると言われています。また、我が国においても、生物多様性の損失速度はこれまでの取組により低下傾向にあるものの、損失を止めるには至っていないとされています。

生物多様性・自然資本は、食料やきれいな水・空気の供給や災害の防止などの、私たちの生活を支える自然の恵みの源流であり、その損失は気候変動と並び世界的な危機とされています。

本市においても、今後気候変動に伴う災害の頻発化・激甚化に直面すると考えられます。また、少子高齢化の進展に伴う地域の生物多様性保全に係る活動の担い手の不足や野生動物との軋轢、外来種の侵入による生態系や農林業への被害なども懸念されており、担い手の確保と健全な生態系を維持・回復させることが重要となっています。

令和5(2023)年3月に閣議決定された国の生物多様性国家戦略2023-2030では、令和12(2030)年に向けた目標として、昆明・モントリオール生物多様性枠組が掲げるネイチャーポジティブの実現を示しています。ネイチャーポジティブ実現のための鍵として①生態系の健全性の回復、②自然を活用した社会課題の解決、③ネイチャーポジティブ経済の実現、④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容)、⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進が示されており、これらへの対応が求められています。また、ネイチャーポジティブの実現を加速させるため、令和7(2025)年4月には「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されました。企業等による地域の生物多様性の維持、回復又は創出のための活動を促進するため、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続きのワンストップ化・規制の特例等を受けることができるようになっています。

1-5 計画策定の目的

第三次計画及び緑の計画の計画期間が令和7(2025)年度をもって満了となること、また、前述した国内外の動向や市の状況に対応するため、新たに「第四次川越市環境基本計画」(以下「第四次計画」といいます。)及び「第二次川越市緑の基本計画」(以下「第二次緑の計画」といいます。)を策定します。

なお、両計画には、共通する施策が分野横断的に展開していることから、新たに環境や緑と関連が深い「川越市生物多様性地域戦略」(以下「生物多様性地域戦略」といいます。)と「第二次川越市環境教育等行動計画」(以下「第二次環境教育等行動計画」といいます。)を位置付けることとし、相互に連携を図ることとします。

2 前計画からの改定の方角性

前計画からの改定の方角性は以下のとおりです。

	前計画		本計画
包含する計画	環境基本計画(川越市環境基本条例) 緑の基本計画(都市緑地法)	⇒	環境基本計画(川越市環境基本条例) 緑の基本計画(都市緑地法) 生物多様性地域戦略(生物多様性基本法) 環境教育等行動計画(環境教育等促進法※)
目標	環境像・緑の将来像の実現	⇒	環境像・緑の将来像の実現 各環境目標・基本方針ごとに、関連する SDGs のゴールを新たに記載
目標値	目標年度(令和7年度)	⇒	中間評価年度(令和12年度)と目標年度(令和17年度) →本計画の中間年度にあたる令和12年度は、国の環境政策のターニングポイントとなっていることから、中間評価年度として追加で設定
計画の構成	第5部第9章と資料編	⇒	第5部第10章と資料編
施策体系	環境:5つの環境目標と11の大施策 緑:3つの基本方針と10の個別計画、12の地区別計画	⇒	環境:4つの環境目標と1つの共通目標、16の大施策 緑:4つの基本方針と9の個別計画、12の地区別計画
重点	環境:重点的に進める施策(12の中施策)を重点施策に設定 緑:4つの重点計画と重点計画に関連する施策に設定	⇒	施策を横断的・重点的に進めるための枠組として「重点プロジェクト」を設定。新たに章を設け、重点プロジェクトとしての取組イメージや取組方針を記載
その他		⇒	市民・団体等、事業者に見て実践してもらえらることを重視し、各主体の取組例(みんなで取り組むことの例)を新たに追加

※「環境教育等促進法」=「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」

3 本計画とSDGsの関係性

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

17のゴールと169のターゲットで構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健などの開発課題に加え、経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させていくとされています。

SDGs は、気候変動や生物多様性など環境に関する項目だけでなく、地域経済や生活など環境以外の分野についても幅広く目標が掲げられています。SDGs の達成に向けて取組を進めることは、現在の私たちの暮らしや環境をより良くするだけでなく、将来を担うこどもたちの環境意識の醸成や持続可能なまちづくりを発展させることにもつながります。

このため、本計画では、気候変動対策や生物多様性の保全、資源循環など様々な取組を通じて SDGs のゴール達成を目指します。

■SDGs の 17 のゴール

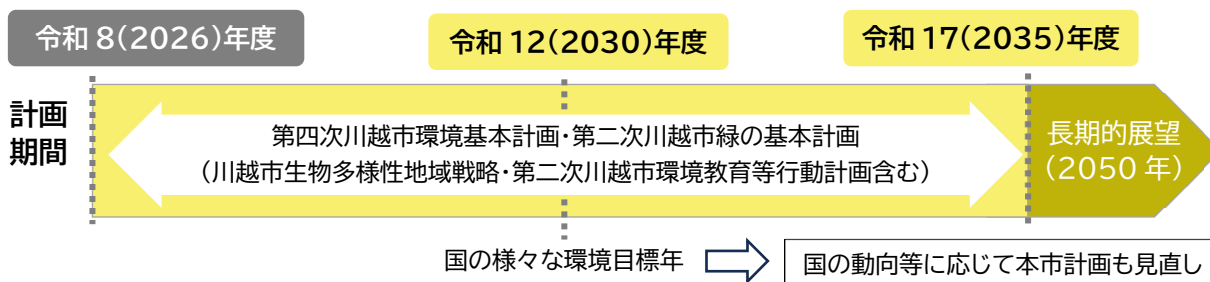


出典:SDGs ポスター(17 のアイコン 日本語版)(国連広報センター)

4 計画の期間

本計画の期間は、令和8(2026)年度から令和17(2035)年度の10年間としますが、令和12(2030)年は本計画の中間年であり、国の様々な環境目標年に該当するため、目標値を設定するとともに国の動向を踏まえ必要に応じて計画内容の中間見直しを行います。

また、カーボンニュートラルや自然共生社会の実現といった令和32(2050)年における国の長期目標・ビジョンを踏まえ、本計画においても長期的展望を併せて示すこととします。



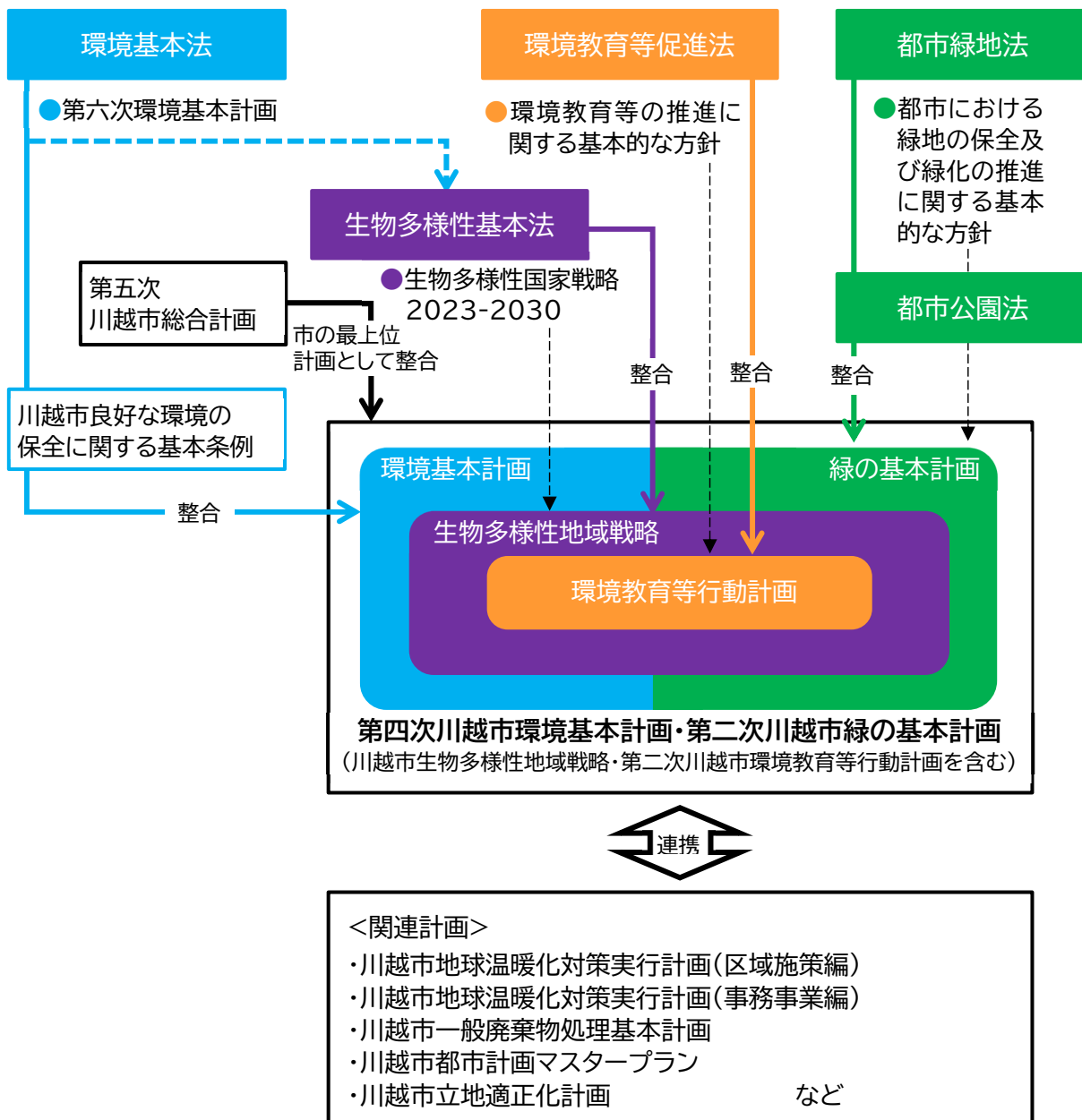
5 計画の位置付け

第四次計画は、川越市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画として位置付けます。

第二次緑の計画は、都市緑地法、都市公園法に基づき、本市の緑とオープンスペースに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画として位置付けます。

また、本計画に包含している生物多様性地域戦略及び第二次環境教育等行動計画についても、それぞれ生物多様性基本法、環境教育等促進法第8条に基づく計画として位置付けます。

本計画は、第五次川越市総合計画（以下「第五次総合計画」といいます。）を市の最上位計画と位置付け整合を図るとともに、川越市地球温暖化対策実行計画、川越市一般廃棄物処理基本計画、川越市都市計画マスタープラン、川越市立地適正化計画などの関連諸計画との連携を図っています。



6 各主体の責務と役割

第四次計画では、将来の望ましい環境像の実現に向けて、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の各主体が下記に示す役割と責務に応じて行動し、計画を推進していくこととします。

【市】

市は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務があります。また、計画推進の先導役として、率先して市民、事業者及び民間団体等の模範となるよう、市の事務事業や公共事業、施設管理等において、環境負荷の低減を実践するとともに、必要な制度の整備等に努めます。

さらに、市は環境の保全及び創造のための広域的な取組が必要な場合は、国及び他の地方公共団体と連携・協力し、計画を推進していきます。

【市民】

市民は、日常生活における環境への負荷を少なくするようライフスタイルの改善が求められています。そのために、環境について学び、理解を深め、良好な環境の保全及び創造のための積極的な行動を実践するよう努める責務があります。

さらに、地域での環境保全活動に主体的に参画することが求められています。

【事業者】

事業者は、環境関連法令に基づく規制基準等を遵守する責務があります。また、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄を伴う事業スタイルから、資材・原料の調達からリサイクルに至るまでの各段階において、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止など環境負荷の低減を行う循環経済型へと見直しを進め、環境配慮型の製品やサービスの開発・販売、社員に対する環境教育及び環境保全活動の奨励、環境保全の取組の公表等を通じて、地域の環境や社会に貢献するように努める責務があります。

【民間団体】

民間団体は、それぞれの団体の特徴を生かした環境の保全及び創造のための活動を自主的かつ積極的に実践するとともに、その活動に伴う環境への負荷の低減に努める責務があります。また、他の団体や市民及び事業者等との情報交換に努めるとともに、市との連携を密にし、公益的視点に立った多様な活動を行うことが求められています。

【滞在者】

本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者は、前述の市民、事業者及び民間団体の役割と同じように、市内での生活や事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、環境保全及び創造に協力するように努める責務があります。

なお、第二次緑の計画についても、望ましい緑の将来像の実現に向けて、市が施策を推進するとともに、市民、事業者及び民間団体が主体的かつ積極的に関わっていくことが重要です。それぞれの役割を認識した上で、市、市民、事業者及び民間団体が協働して取り組んでいくことが必要となります。

7 計画の構成

本計画は、本編5部と資料編による構成となっており、第1～2部及び第5部が各種計画に共通する事項を、第3部及び第4部でそれぞれの計画を示しています。なお、本計画に包含している生物多様性地域戦略及び第二次環境教育等行動計画は各部に横断して整理しており、詳細は次ページの「8 計画の概要」のとおりです。

第1部 基本的事項

第四次計画及び第二次緑の計画に共通する基本的事項について示しています。

第1章 基本的考え方

第2部 本市を取り巻く状況と課題

市の概況、環境や緑の現状、第三次計画と緑の計画の評価、アンケート調査結果、今後の課題について示しています。

第2章 本市の概況

第3章 現状と課題

第3部

第四次川越市環境基本計画

望ましい環境像を明示した上で、4つの環境目標と1つの共通目標に基づいた16の施策に関して、環境指標・目標値やそれらを実現するための具体的取組を示しています。

また、第6章では、第5章の施策などを踏まえ、重点的・分野横断的に進めるべき取組として新たに重点プロジェクトを設け、第四次計画の効果的な推進を図ります。

第4章 計画の目標

第5章 施策の展開

第6章 重点プロジェクト

第4部

第二次川越市緑の基本計画

望ましい緑の将来像を明示した上で、4つの基本方針に基づいた9の施策に関して、指標・目標値を掲げ、それらを実現するための具体的取組を示しています。

また、第9章では、第8章の施策などを踏まえた重点プロジェクトを、第10章では、地区別取組内容を示し、第二次緑の計画の効果的な推進を図ります。

第7章 計画の目標

第8章 施策の展開

第9章 重点プロジェクト

第10章 地区別計画

第5部 推進体制と進行管理

計画を推進していくための体制と、PDCA サイクルに基づく施策・事業の継続的な改善による進行管理について示しています。

第11章 推進体制と進行管理

資料編

資料1 策定経過

資料3 川越市良好な環境の保全に関する基本条例
用語解説

資料2 市民参加

資料4 都市公園の種別

8 計画の概要

8-1 環境基本計画

第四次計画は、川越市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

第四次計画で対象とする環境の範囲は、下表のとおりです。

地球環境	地球温暖化、気候変動 等
資源循環	3R、廃棄物処理体制 等
自然環境	動植物、生態系、生き物の生息・生育空間、樹林地、田・畑、都市の緑化、河川・水辺 等
生活環境	典型7公害(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下)、水の循環、都市生活型公害、化学物質、廃棄物、放射性物質 等
環境施策基盤	自然に関する歴史・文化、景観、交通、自然災害、人材育成、協働 等

8-2 緑の基本計画

第二次緑の計画は、都市緑地法、都市公園法に基づき、本市の緑とオープンスペースに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

対象とする緑は、市内全域にわたって存在する樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地や空間とします。

また、緑地の保全や緑化の推進の取組については生物多様性地域戦略に留意し、計画的な生き物の生息・生育環境の創出・保全及びネットワーク化を進めていくなど、生物多様性の確保が効果的かつ効率的に推進されるよう配慮することが重要です。加えて、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育を推進するため、環境教育等行動計画に留意することも重要です。

(1) 緑の定義

本計画では、樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境となっている土地全体を「緑」という用語で表します。具体的には、樹林地や河川・沼等の水辺地、公園、広場、グラウンド、住宅の庭、建物の屋上緑化、壁面緑化、街路樹等を含めた広い意味で用います。

(2) 緑地の定義

本計画では、前述の「緑」のうち、公園として整備し、また、法律や条例等の指定により保全・活用されるものという意味で「緑地」という用語を用います。

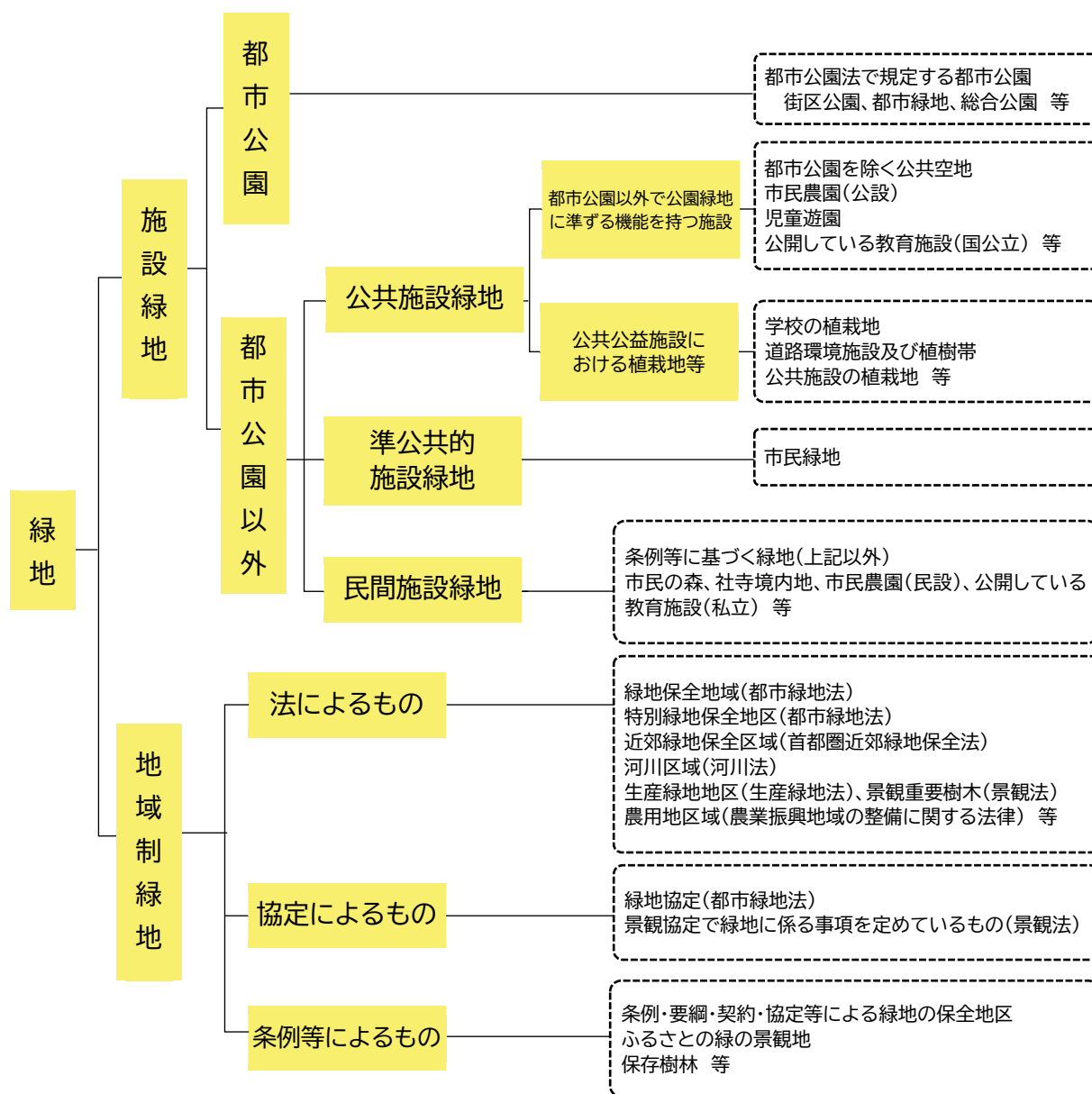
具体的には、都市公園、学校の校庭や植栽地、公共施設の緑化地、市民農園等といった「施設緑地」や、生産緑地地区、近郊緑地保全区域、河川法による指定区域、農業振興地域内農用地区域（以下「農用地区域」といいます。）等の法律の指定地のほか、ふるさとの緑の景観地や保存樹林といった条例や要綱による指定地等の「地域制緑地」を指す言葉として用います。

■ 緑と緑地のイメージ



また、対象とする緑地の具体的な分類については、以下のとおりです。

■緑地の分類



出典：緑の基本計画ハンドブック(令和3年改定版)を基に作成

8-3 生物多様性地域戦略

生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法に基づき、自然を次世代に残し、自然の恵みを将来に渡って受けながら豊かで快適な暮らしができるように、市内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する施策を計画的に推進していくための戦略です。

本計画で対象とする区域は市内全域とし、生物の範囲は、市内全域にわたって存在する樹林地、農地、草地、水辺地や公園緑地等の自然的な環境と目にする事ができる身近な生き物とします。

「1-5 計画策定の目的」で述べたとおり、本計画は共通する施策が分野横断的に展開していることから、生物多様性地域戦略は、第5章に示す「環境目標3 生物多様性の保全」を中心に、第5章に示す「共通目標 地域づくり・人づくり」、第8章に示す第二次緑の計画の施策を生物多様性地域戦略として位置付けることとします。

(1)生物多様性の定義

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接的あるいは間接的に支えあって生きています。「生物の多様性に関する条約」(以下「生物多様性条約」といいます。)では、生物多様性を「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで区分しています。

■3つのレベルの多様性

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
森林、里地里山、河川、沼などいろいろなタイプの自然があります。	動物、植物、細菌に至るまでいろいろな生き物がいます。	同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。
		

(2)生態系サービス

地球の環境とそれを支える生物多様性は、長い歴史の中でつくられたかけがえのないものです。生物多様性はそれ自体に大きな価値があり、私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みは「生態系サービス」と呼ばれ、大きく4つ(供給サービス、調整サービス、生息・生育地サービス、文化的サービス)に区分でき、私たちが生きていく上で不可欠な存在となっています。

■生態系サービスの分類



出典：TEEB 報告書普及啓発用パンフレット「価値ある自然」(環境省)

(3)生物多様性4つの危機

日本の生物多様性は、4つの危機にさらされています。人間活動による影響を主な要因として、自然状態の約100～1,000倍ものスピードで絶滅しており、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。

たくさんの生き物たちが以下の4つの危機にさらされ、危険な状態にあります。

■生物多様性の4つの危機

第1の危機 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少	鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に大きな影響を与えています。
第2の危機 里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下	二次林や採草地が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機 外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱	外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的な攪乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機 地球環境の変化による危機	地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

8-4 環境教育等行動計画

第二次環境教育等行動計画は、環境教育等促進法に基づく環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画です。

「環境保全活動」とは、地球環境保全や公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成やその他の環境の保全(良好な環境の創出を含む)を指します。

「環境教育」は、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習を指します。

「協働取組」は、市、市民、事業者及び民間団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組を指します。